

議案第46号

勝山市職員の給与に関する条例の一部改正について

勝山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年11月30日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

令和2年の人事院勧告に準じて、本市職員の期末手当の改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 勝山市職員の給与に関する条例(昭和41年勝山市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 勝山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。